

令和2年葉山町議会第1回定例会提出議案

- | | | | |
|----|----|---|----------------------------|
| 議案 | 44 | 令和元年度葉山町一般会計補正予算（第6号） | } 別紙
「補正予算案の概略」
のとおり |
| | 45 | 令和元年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | |
| | 46 | 令和元年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） | |
| | 47 | 令和元年度葉山町介護保険特別会計補正予算（第3号） | |
| | 48 | 令和2年度葉山町一般会計予算 | } 別紙
「当初予算案の概要」
のとおり |
| | 49 | 令和2年度葉山町国民健康保険特別会計予算 | |
| | 50 | 令和2年度葉山町後期高齢者医療特別会計予算 | |
| | 51 | 令和2年度葉山町介護保険特別会計予算 | |
| | 52 | 令和2年度葉山町下水道事業会計予算 | |
| | 53 | 葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | |
| | 54 | 葉山町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | |
| | 55 | 葉山町教育研究所設置条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | |
| | 56 | 葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | |
| | 57 | 葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | |
| | 58 | 葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | |
| | 59 | 葉山町消防団条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | |
| 報告 | 10 | 専決処分の報告について
葉山町堀内において発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定める専決処分
について報告するもの | |
| | 11 | 専決処分の報告について
葉山町一色において発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定める専決処分
について報告するもの | |

令和元年度2月補正予算案の概略

(単位:千円)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額	
一般会計	10,686,029	52,363	10,738,392	
特別会計	国民健康保険	3,567,721	△ 8,707	3,559,014
	後期高齢者医療	1,037,578	△ 5,249	1,032,329
	介護保険	3,107,968		3,107,968
	小計	7,713,267	△ 13,956	7,699,311
下水道事業会計	2,489,979		2,489,979	
合計	20,889,275	38,407	20,927,682	

1 一般会計

(1) 歳入

- 町税
 - ・町民税（個人現年課税分） △90,000千円
- 地方譲与税
 - ・地方道路譲与税 1千円
- 国庫支出金
 - ・国民健康保険基盤安定制度負担金 △2,176千円
 - ・施設型給付費等負担金 17,449千円
 - ・児童発達支援給付費等負担金 2,249千円
 - ・個人番号カード交付事業費補助金 1,299千円
 - ・介護保険事業費補助金 374千円
 - ・子ども・子育て支援事業費補助金 2,546千円
 - ・学校施設環境改善交付金 25,032千円
- 県支出金
 - ・国民健康保険基盤安定制度負担金 △4,086千円
 - ・後期高齢者医療基盤安定制度負担金 △2,056千円
 - ・施設型給付費等負担金 8,724千円
 - ・児童発達支援給付費等負担金 1,124千円
 - ・重度障害者医療費給付補助事業補助金 700千円
 - ・固有型広域連携事業補助金 31,926千円
 - ・県知事選挙・県議会議員選挙委託金 △2,047千円

・参議院議員通常選挙委託金	△2,736 千円
➤ 寄附金	
・一般寄附金	20,000 千円
・臨御橋架け替え事業寄付金（ふるさと納税による）	3,000 千円
・臨御橋架け替え事業寄付金（ふるさと納税以外による）	21,000 千円
・ふるさと葉山みどり基金寄附金	40 千円
➤ 繰入金	
・財政調整基金繰入金	10,000 千円
・ふるさと葉山みどり基金繰入金	10,000 千円

(2) 歳出

➤ 神奈川県行政不服審査会への事務負担金	420 千円
➤ 法規訟務経費	1,408 千円
風致地区内行為許可処分取消請求事件に係る代理人弁護士への成功報酬	
➤ ふるさと納税業務関連経費の更正増	4,300 千円
➤ 地方公共団体情報システム機構への通知カード・個人番号カード関連事務交付金の更正増	1,299 千円
➤ 国民健康保険特別会計繰出金(保険基盤安定制度繰出金等)の額の確定に伴う更正減	
・保険基盤安定制度繰出金	△8,348 千円
・国保財政安定化支援事業繰出金	△359 千円
➤ 重度障害者医療費助成対象者の医療費が当初見込みを上回ることに伴う扶助費の更正増	1,819 千円
➤ 障害者自立支援給付費国庫負担金等の額の確定に伴う超過交付額の返還金	2,485 千円
➤ 後期高齢者医療特別会計繰出金(保険基盤安定制度繰出金等)の額の確定に伴う更正減	
・保険基盤安定制度繰出金	△2,741 千円
・後期高齢者医療広域連合事務費繰出金	△51 千円
・後期高齢者医療広域連合療養給付費繰出金	△2,457 千円
➤ 障害児の放課後等デイサービス利用回数が当初見込みを上回ることに伴う扶助費の更正増	4,499 千円

➤ 教育・保育給付支給事業の更正増	
・入所児童委託料の加算率や賃金単価の改定等に伴う増額	34,899 千円
・公立管外保育園の入所児童数が当初見込みを上回ることに伴う増額	977 千円
・認可保育所の開設準備に伴う備品整備に対し助成を行う。	3,500 千円
➤ 逗葉地域医療センターへの負担金の更正減	△234 千円
➤ 町有緑地（一色台）法面防護工事	10,296 千円
➤ ふるさと葉山みどり基金への寄附金の積み立て	40 千円
➤ 学校給食センター整備工事	47,017 千円
➤ 入札等による予算執行残が生じたことに伴う更正減	
・みんなの公共施設未来プロジェクト推進事業	△164 千円
・神奈川県町村情報システム共同事業	△3,109 千円
・県知事及び県議会議員選挙費	△2,047 千円
・町議会議員選挙費	△2,064 千円
・参議院議員通常選挙費	△2,736 千円
・町長選挙費	△10,246 千円
・クリーンセンター再整備事業	△13,000 千円
・臨御橋架け替えプロジェクト推進事業	△6,000 千円
・道路維持整備事業	△11,000 千円
➤ 予備費（歳入歳出額の調整）	3,960 千円

2 国民健康保険特別会計

(1) 歳入

➤ 一般会計繰入金	
・保険基盤安定制度繰入金（保険料軽減分）	△3,995 千円
・保険基盤安定制度繰入金（保険者支援分）	△4,353 千円
・国保財政安定化支援事業繰入金	△359 千円

(2) 歳出

➤ 予備費（歳入歳出額の調整）	△8,707 千円
-----------------	-----------

3 後期高齢者医療特別会計

(1) 歳入

- 一般会計繰入金
 - ・ 保険基盤安定制度繰入金 △2,741 千円
 - ・ 後期高齢者医療広域連合事務費繰入金 △51 千円
 - ・ 後期高齢者医療広域連合療養給付費繰入金 △2,457 千円

(2) 歳出

- 後期高齢者医療広域連合納付金の更正減
 - ・ 保険基盤安定制度拠出金の額の確定に伴う減額 △2,741 千円
 - ・ 市町村事務費負担金の額の確定に伴う減額 △51 千円
 - ・ 医療給付費市町村定率負担金の額の確定に伴う減額 △2,457 千円

4 介護保険特別会計

(1) 歳出

- 高額介護・居宅支援サービス費が当初見込みを上回ることに伴う更正増 3,978 千円
- 高額医療合算介護・予防サービス費が当初見込みを上回ることに伴う更正増 504 千円
- 予備費（歳出額の調整） △4,482 千円

一般会計補正予算の内訳

○ 歳入

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
町 税	5,829,276	54.6	△ 90,000	5,739,276	53.4
地 方 譲 与 税	61,389	0.6	1	61,390	0.6
利 子 割 交 付 金	8,000	0.1		8,000	0.1
配 当 割 交 付 金	35,000	0.3		35,000	0.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,000	0.3		30,000	0.3
地 方 消 費 税 交 付 金	480,000	4.5		480,000	4.5
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000	0.1		15,000	0.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	15,000	0.1		15,000	0.1
環 境 性 能 割 交 付 金	15,000	0.1		15,000	0.1
地 方 特 例 交 付 金	63,006	0.6		63,006	0.6
地 方 交 付 税	583,361	5.5		583,361	5.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000	0.0		4,000	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	66,932	0.6		66,932	0.6
使 用 料 及 び 手 数 料	172,930	1.6		172,930	1.6
国 庫 支 出 金	1,103,157	10.3	46,773	1,149,930	10.7
県 支 出 金	642,118	6.0	31,549	673,667	6.3
財 産 収 入	5,997	0.1		5,997	0.1
寄 附 金	16,000	0.1	44,040	60,040	0.6
繰 入 金	520,003	4.9	20,000	540,003	5.0
繰 越 金	439,589	4.1		439,589	4.1
諸 収 入	180,271	1.7		180,271	1.7
町 債	400,000	3.7		400,000	3.7
合 計	10,686,029	100.0	52,363	10,738,392	100.0

○ 歳出 (目的別)

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
議 会 費	176,248	1.6		176,248	1.6
総 務 費	1,844,581	17.3	△ 12,939	1,831,642	17.1
民 生 費	3,768,510	35.3	34,223	3,802,733	35.4
衛 生 費	1,268,761	11.9	△ 2,898	1,265,863	11.8
農 林 水 産 業 費	39,396	0.4		39,396	0.4
商 工 費	101,987	1.0	△ 6,000	95,987	0.9
土 木 費	1,348,160	12.6	△ 11,000	1,337,160	12.5
消 防 費	577,385	5.4		577,385	5.4
教 育 費	982,046	9.2	47,017	1,029,063	9.6
災 害 復 旧 費	800	0.0		800	0.0
公 債 費	528,973	5.0		528,973	4.9
諸 支 出 金	248	0.0		248	0.0
予 備 費	48,934	0.5	3,960	52,894	0.5
合 計	10,686,029	100.0	52,363	10,738,392	100.0

条例の概要

題 名

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

幼稚園就園奨励事業の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1)個人番号を利用できる事務のうち、教育委員会が行う「葉山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項による私立幼稚園就園費補助金の交付に関する事務」を削ることとした。
- (2)町の機関が町の他の機関に特定個人情報を提供できる場合として規定しているもののうち、幼稚園就園奨励事業に関するものを削ることとした。

3 施行期日等

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

会計年度任用職員のサービスの宣誓について定めることとした。

2 内 容

会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者の面前において宣誓書に署名する方法とは別に定めることができることとした。

3 施行期日等

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町教育研究所設置条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

葉山町教育研究所分館の名称を改めることとした。

2 内 容

- (1) 葉山町教育研究所の名称を「葉山町教育支援教室」に改めることとした。
- (2) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

条例の概要

題名

葉山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）及び同法施行令（以下「令」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1) 令に規定された償還金の支払猶予が法に規定されることとなったため、条例中に法の当該条文の引用規定を加えることとした。
- (2) 償還免除に係る法の条文に改正（償還免除の要件として「破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたとき」を追加）及び条ずれが生じたため、これを改めることとした。
- (3) 災害援護資金の償還金の支払猶予及び償還免除の判断のために必要があると認めるときは、法の規定による（貸付けを受けた者又は官公署に対し報告等を求めることができる）こととした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和元年8月1日以後に生じた災害から適用することとした。

条例の概要

題 名

葉山町災害復旧援助資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

災害復旧援助資金の償還等について、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 災害復旧援助資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除できる事由として、災害復旧援助資金の貸付けを受けた者が死亡したとき等に加え、「破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたとき」を追加することとした。ただし、収入又は資産の状況について報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこととした。
- (2) 災害復旧援助資金の償還金の支払猶予又は償還免除の判断のために必要があると認めるときは、貸付けを受けた者又は官公署に対し報告等を求めることができることとした。
- (3) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和元年 8 月 1 日以後に生じた災害から適用することとした。

条例の概要

題 名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を「61 万円」から「63 万円」に、介護納付金に係る賦課限度額を「16 万円」から「17 万円」に引き上げることとした。
- (2) 保険料減額の判定に係る所得の上限額(世帯に属する被保険者の数に乗ずる金額)を次のとおり緩和することとした。
 - 5 割減額の対象となる世帯 「28 万円」から「28 万 5 千円」に引き上げ
 - 2 割減額の対象となる世帯 「51 万円」から「52 万円」に引き上げ

3 施行期日等

- (1) この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) 改正後の葉山町国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例によることとした。

条例の概要

題 名

葉山町消防団条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

消防団の定数の内訳及び出動に係る費用弁償の額を改めるとともに、消防団に本団部長を置き、その任期並びに報酬及び費用弁償の額を定めることとした。

2 内 容

- (1) 消防団の定数の内訳を改め、分団に属する「その他の団員」を定数の範囲内で調整することができることとした。
- (2) 消防団の本団に「本団部長」を 6 人置くこととし、報酬及び費用弁償の額を規定することとした。
- (3) 消防団の出動に係る費用弁償の額について改めることとした。
- (4) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。